

滋賀県中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は、滋賀県中学校体育連盟と称する。
- 第2条 本会の事務局を滋賀県教育委員会事務局保健体育課内に置く。但し、必要があれば他に置くことができる。
- 2 事務局には事務局長と事務局員をおく。
 - 3 事務局長・事務局員は会長が委嘱する。
 - 4 事務局長・事務局員は、本会の庶務会計を掌る。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、県下各種団体と緊密な連絡を保ちつつ、県下中学校保健体育の振興をはかり、体力の向上並びにスポーツ精神の涵養につとめることを目的とする。

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 中学校体育振興に関する根本方針の審議と確立
- (2) 各種競技大会開催
- (3) 中学校体育の研究会並びに講習会の開催
- (4) 中学校体育の調査研究
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

- 第5条 本会は、滋賀県下の中学校をもって組織し、各郡市に支部を置く。但し、1支部の学校数が3校に満たない場合は最寄りの支部との合併を、支部長・評議員会にはかり決定する。

- 2 本会は、専門部と研究部を置く。専門部の設置についての規程は別に定める。

- 第6条 本会は県下を次の9ブロックに区分する。

第1ブロック	高島
第2ブロック	大津
第3ブロックA	草津、栗東
第3ブロックB	守山、野洲、近江八幡
第4ブロック	甲賀、湖南
第5ブロック	蒲生・東近江
第6ブロック	愛知・犬上、彦根
第7ブロック	米原
第8ブロック	長浜

第4章 役員

- 第7条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 支部長 若干名（各支部1名）
- (4) 評議員 若干名（各支部1名）
- (5) 監査員 2名
- (6) 理事長 1名
- (7) 副理事長 若干名
- (8) 理事 若干名（各ブロック代表1名、特別選出若干名）
- (9) 部長 若干名（各専門部・研究部1名）
- (10) 専門委員長 若干名（各専門部1名）
- (11) 副専門委員長 若干名

(12) 専門委員 若干名（各専門部の各支部1名および他に若干名）

(13) 研究委員長 1名

(14) 研究委員 若干名（各支部男女各1名および他に若干名）

第8条 役員の選出は、次の規定による。

(1) 会長、副会長および監査員は支部長・評議員会において推举する。

(2) 支部長は各支部において、中学校長中より推举する。

(3) 評議員は各支部において1名選出する。

(4) 理事は支部長・評議員会にて推薦し会長が委嘱する。

(5) 理事長・副理事長は理事会において選出する。理事長については、前年度末に明確な候補者を選出しておくことができる。

(6) 部長は支部長中より推举する。但し、必要に応じて支部長以外から補充することができる。

(7) 専門委員は各支部より1名選ぶ。

(8) 研究委員は各支部より男1、女1選ぶ。

(9) 専門委員長、副専門委員長は、専門部毎に委員中より選出する。

(10) 研究委員長は、研究委員中より選出する。

第9条 本会に顧問をおくことができる。

第10条 本会の役員の任務を次のように定める。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 顧問及び研究委員は、必要に応じ会長の諮問に応ずる。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代行する。

(4) 支部長は、当該支部を総括する。

(5) 支部長・評議員は本会の重要事項を審議し決定する。

(6) 理事長は理事の中心となり、本会目的達成のため、その企画運営にあたり、支部長・評議員会の議決事項ならびに各種事業の執行にあたる。

(7) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指定する順位により、これを代行する。

(8) 理事は、理事長を中心に各種事業の遂行にあたる。また、選出ブロックの運営について指導的立場に立って助言・連絡調整にあたる。

(9) 監査は会計監査にあたる。

(10) 専門委員長は専門委員の中心となり、支部長・評議員会の議決事項ならびに事業の執行に従事するとともに、必要な意見を支部長・評議員会ならびに理事会に具申するものとする。

(11) 副専門委員長は、専門委員長に事故あるときは、あらかじめ専門委員長が指定する順位により、これを代行する。

(12) 専門委員は、専門委員長を中心に事業の遂行にあたる。

(13) 研究委員長は研究委員の中心となり本会の目的達成のための調査、研究に従事するとともに、会長の諮問に応ずるものとする。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員の欠員が生じた場合は直ちに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。但し、部長はこの限りではない。

第5章 機関

第12条 本会は次の機関をおく。

(1) 支部長・評議員会

(2) 理事会

(3) 理事・専門委員長会

(4) 専門部会

(5) 研究部会

第13条 会議はすべて会長が招集する。

第14条 支部長・評議員会は、最高の議決機関であつて、定例会を年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。

第15条 支部長・評議員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約改正に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) 本会の事業に関すること。
- (5) 他団体との連携に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第16条 理事会は必要に応じて開き、支部長・評議員会に提案すべき議案を作成し、議決事項その他の会務を処理する。

第17条 理事・専門委員長会は主として競技種目に関する運営上の諸問題を討議し、事業の成果高揚を期するものとする。

第18条 専門部会は、各競技の企画運営に関する事項を協議し処理する。

第19条 研究部会は、調査研究にたずさわり、会長の諮問に応ずる。

第20条 専門部会および研究部会は、年度はじめにこれを開催するほか、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

第21条 支部長・評議員会は三分の二以上の出席者（委任状により議決に加わった者を含む。）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第6章 特別委員会

第22条 本連盟は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第7章 会計

第23条 本会の経費は、加盟校一校につき20,000円ならびに5月1日現在在籍生徒一人につき150円の負担金、補助金、協賛金およびその他の収入をもってあてる。

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

第25条 ブロックの責任者は当番支部長があたる。

第26条 各ブロックに1名のブロック幹事を評議員中より選ぶ。ブロック幹事は本部との連絡ならびにブロックの庶務会計を掌り、ブロック大会その他の事業遂行にあたる。

第27条 (公財)県スポーツ協会の評議員、生涯スポーツ委員は、会長が推薦する。

第28条 近畿中体連理事は、会長が推薦する。

第29条 (公財)日本中体連評議員は、会長または副会長があたる。

第30条 本規約は昭和43年4月19日より実施する。

昭和47年4月21日 一部改正

平成17年2月24日 一部改正

昭和49年3月16日 //

平成17年9月 2日 //

昭和49年9月12日 //

平成18年2月24日 //

昭和52年3月12日 //

平成19年2月23日 //

昭和55年3月13日 //

平成20年4月15日 //

昭和62年3月12日 //

平成22年4月13日 //

平成3年3月 8日 //

平成23年4月15日 //

平成7年4月18日 //

平成24年4月17日 //

平成12年4月18日 //

平成28年4月14日 //

平成12年5月 2日 //

令和 3年2月25日 //

平成14年4月18日 //